

佐賀県告示第三百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十二年十月五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
峰松歯科医院	鹿島市大字納富分三一八 四番地四	平成二二・四・一
きたじま整形外科	伊万里市二里町大里乙一 二七番地一	平成二二・四・一
こがまきこクリニッ ク	鳥栖市大正町七五一番地 二	平成二二・四・一
唐津市松島診療所	唐津市鎮西町松島三四八 七番地一	平成二一・一一・一
みねこ皮ふ科クリニ ック	神埼郡吉野ヶ里町吉田二 一五四番地三	平成二二・三・一
大和漢方水堂薬局	佐賀市大和町大字尼寺三 〇四二番地六	平成二二・二・一
新武雄病院	武雄市武雄町大字富岡一 一〇八三番地	平成二二・二・一

名称	所在地	指定年月日
医療法人皓徳会中川 歯科医院	鳥栖市曾根崎町字城下二 三七七番地	平成二二・四・一
はやしだ耳鼻咽喉科	小城市三日月町長神田二 一七一番地三	平成二二・四・一
鎗田薬局	鳥栖市鎗田町二八二番地 一	平成二二・四・一
とおやま歯科医院	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖 五三七番地一フレスポ鳥 栖一階	平成二二・四・一
かみぞの薬局	佐賀市神園六丁目四番二 〇号	平成二二・四・一
かみぞのクリニック	佐賀市神園六丁目四番一 六号	平成二二・四・一
溝上薬局下田町店	佐賀市下田町二番二〇号	平成二二・四・一